

資料1 令和5年度社会教育課主要事務事業概要等について

案件(1) 令和5年度社会教育課主要事務事業(報告)

生涯学習推進事業関係

市民が生涯にわたって、いつでもどこでも自主的に学習に取り組めるように、平成5年より四次にわたり「東大阪市生涯学習推進計画」を策定し、めまぐるしく変化する社会にあって、多様化する市民の学習ニーズに対応するため継続的に生涯学習の振興を図ってきた。

令和3年3月に策定した、第四次東大阪市生涯学習推進計画では、今後10年間の生涯学習の方向性を示す指標として「まなび・つながり・高め合い、みんなでつくるまちづくり～生涯学習の活性化をめざして～」を基本理念とする。

■東大阪市生涯学習出前講座

生涯学習を行いたい市民グループからの依頼を受け、市の担当者が講師として出向き、講座を実施。一部講座を除き、原則無料。「まなびにトライ!」及びウェブサイトに掲載。

■東大阪市生涯学習情報誌「まなびにトライ!」

生涯学習情報提供の一環として、市主催の生涯学習関連講座やイベント、市立及び府立図書館情報や近隣大学の公開講座等の情報を掲載。年2回(4月、10月)発行しており、市民プラザ等主に市内公共施設へ配架及びウェブサイトへ掲載している。

第28号 115施設、5,243部配布

第29号 115施設、2,294部配布

国際識字年推進事業関係

国連総会において1990(平成2)年を「国際識字年」と定め、本市でもこれを契機に国際識字年推進事業を実施。平成6年に「ひがしおおさか識字計画」を策定。平成15年に第二次、平成29年に第三次「ひがしおおさか識字計画」を策定し、多様化する識字問題に対応できるよう、全市的な広い視野をもった取組をめざす。(第三次ひがしおおさか識字計画は令和8年度を目標年次とする。)

■よみかき教室

様々な事情で文字の読み書きに不自由している人々を対象として、平成3年よりよみかき教室を開設。現在は、市内3箇所において実施。

■国際識字デー・市民のつどい

1990年に国際識字年が始まって以来、本市では、「すべての人に文字を!」をスローガンにさまざまな取組が行われており、啓発活動の一環として毎年、国際識字デーである9月8日に実施。

【令和5年度】

第一部講演：黒川優子さん

「学ぶことは 生きてきた道を ことばに変え そして 明日に つなげること
ー識字教室、夜間中学、大阪市西成区の『学びの場』での体験からー」

第二部音楽：染行エリカさん(三味線)と西島諄さん(和太鼓)のコラボ演奏

■識字展

よみかき教室、識字学級、中学校夜間学級、日本語教室で文字の読み書きを学んでいる学習生の日頃の学習の成果である作品を展示。

学習生の意欲の向上と市民の皆さんに識字に対する理解と認識を深めていただく。

市民多目的センター関係

■「公共施設再編整備計画」に基づき、旧市民会館と青少年女性センターの貸館機能を統合した新たな貸館施設として、旧総合福祉センター3・4階部分に「市民多目的センター」を設置（平成30年5月1日開館）。当該施設は、生涯学習の振興に寄与し、市民の文化教養の向上に資することを目的とし、指定管理者の管理運営のもと運営を行っている。

■自主事業

TAMOKUフェスティバルは、年に1回開催。舞台発表や様々なワークショップ、制作物の販売等、市民の方々の普段の活動の成果発表や団体同士の交流の場として好評。

宿題カフェ

小学生を対象として毎週金曜日開催。宿題や勉強を教えあう、子どもの居場所を提供。宿題を終わらせた子にはドリンクやお菓子を無償でサービスしている。地域の子どもが自由に集い、見守るスタッフやボランティアと気軽に交流できる、新たな子どもの為のサポート拠点をめざす。

社会教育委員関係

■社会教育委員の会議

社会教育法に基づき、社会教育に関する計画の立案や、調査研究を行うなどによって社会教育に関して教育委員に助言する役割を果たす。年3回の会議を開催。

■近畿大会

近畿各府県の社会教育委員をはじめ、社会教育関係者・社会教育に関心のある方が一堂に会し、各地域における社会教育活動の実践や研究の成果について交流を深め、今後の社会教育活動の一層の振興を図るとともに、時代への変化と社会のニーズに応じたこれからの社会教育のあり方について研究協議を行う。

■中河内・南河内社会教育委員研究協議会

中河内・南河内地区各市町村における社会教育委員相互の交流を深め、連携を図るとともに、社会教育に関する諸問題について研究し、社会教育の発展に寄与する。

■大阪府社会教育研究会議

府内の市町村社会教育委員をはじめ社会教育の関係者が一堂に会し、社会教育委員の職責及び社会教育の推進方策並びに社会教育行政の課題について研究協議を行うことにより、社会教育委員の資質の向上を図るとともに、大阪府の社会教育の振興に役立てることを目的とする。

図書館運営

■市立図書館

3館2分室及び2台の移動図書館で構成されており、現在その全てを指定管理者（民間事業者）が運営している。

【3館】

- ・永和図書館：永和2-1-1（東大阪商工会議所会館1階）【R2.5開設】
- ・花園図書館：吉田4-7-20【H4.6開設】
- ・四条図書館：南四条町1-1（東部地域仮設庁舎1階）【H28.6開設】

【2分室】

- ・大蓮分室：大蓮北4-3-25【H2.11開設】
- ・石切分室：北石切町1-7【S59.10開設】

【移動図書館】

- ・キキョウ号：3,000冊積載【H8購入】
- ・ウメ号：3,000冊積載【H11購入】

※四条図書館は、今後、児童相談所との複合施設として新たに整備することを予定している。

■協定市

近隣10市（以下参照）と相互利用協定を締結しているため、本市以外の図書館も利用できる。また、利用者が希望する資料が本市の図書館にない場合、他市の図書館や府立図書館、国会図書館から資料を取り寄せて貸し出すことも可能である。

※協定市：大阪市、八尾市、柏原市、大東市、松原市、富田林市、河内長野市、羽曳野市、大阪狭山市、藤井寺市

■家庭文庫

個人またはグループが自宅やその他の場所を開放し、無料で本を貸し出したり、読み聞かせなどの活動をする「家庭文庫」を現在4ヶ所開設している。

■出張図書館

既存施設の活用として、楠根と布施駅前の各市民プラザにて月2回（14時～16時）「出張図書館」を開催している。

■図書館協議会

図書館法第14条、東大阪市図書館条例第10条に基づき、図書館の運営に関し館長の諮問に應ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる機関として「図書館協議会」を設置している。

■図書館基本構想

平成27年3月、市立図書館全体の機能やサービスの在り方等を整理した「東大阪市内立図書館基本構想」を策定したが、今年度末でその期限を迎えるため、令和6年度からの新たな構想である「第二次東大阪市内立図書館基本構想」を現在作成中である。

電子図書館

■令和3年4月より、いつでもどこでも電子書籍が読める非来館型サービス「ひがしおおさか電子図書館」を開始した。「ひがしおおさか電子図書館」は、サービス開始当初から“日本最大級の蔵書がある電子図書館”として広報することで利用拡充を図ってきた。また、同年6月から、学校連携事業の一環として、市立小中学校の全児童生徒がGIGAスクール構想のタブレット端末を用いて電子図書館を利用できるようIDを付与しており、子どもたちの読書環境の充実に努めている。

※令和5年12月末時点の蔵書（タイトル）数：53,600タイトル

案件（２）社会教育委員より各団体の活動及び課題について（情報共有）

委員の皆さまの自己紹介を兼ねまして、所属されている団体の活動内容や課題に感じていること、ご専門にされている研究主題等をお話しいただき、情報の共有をできればと考えております。以下を参考にお話しいたきますようお願いいたします。

（例）

- 所属団体の活動内容
- 所属団体活動の中で抱える課題
- 地域活動の中で抱える課題
- 課題に対して取り組んでいる事例
- 地域の実情
- 研修会に参加して
- 今後、期待される所属団体の活動の方向性
- 他団体との連携
- 地域や学校との連携
- 研究主題
- 他団体と共有したい情報